

芦北都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(芦北都市計画区域マスタープラン)

平成16年5月17日

熊本県



# 目 次

1	都市計画の目標 .....	1
(1)	都市づくりの基本理念 .....	1
(2)	地域ごとの市街地像 .....	3
(3)	各種の社会的課題への対応 .....	4
(4)	都市計画区域の広域的な位置づけ .....	7
2	区域区分の決定の有無 .....	9
(1)	区域区分の決定の有無 .....	9
3	主要な都市計画の決定の方針 .....	10
(1)	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	10
(2)	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	12
(3)	市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	13
(4)	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 .....	13



# 1 都市計画の目標

## (1) 都市づくりの基本理念

### 基本理念

芦北都市計画区域（以下、「本区域」とする。）は、熊本県南部、芦北郡の中央に位置する芦北町に指定されている。

芦北町は、東部は球磨川を町境に球磨村、南部は水俣市、津奈木町、北部は八代市、坂本村、田浦町にそれぞれ接し、西は八代海に面しており、古くから九州南部への海・陸両路の重要な拠点であったことから、県南の政治・経済・文化の中心として発展してきた。

行政区域の東部には緑豊かな山々が連なり、大関山を源とする佐敷川、湯浦川が下流で合流し八代海に注いでいる。また、西部は天草諸島を望む美しいリアス式海岸を形成している。八代海から標高 900m を越える大関山山頂まで尾根と谷が複雑に入り込んだ地形を有しているため、気候は一様ではなく、海岸側では比較的温暖であるが、山地側は冷温で霧深い地区もある。

これらの豊かな緑と美しい海に囲まれた平地に市街地が形成され、当該市街地を中心に 3,700ha の都市計画区域が指定されている。

都市計画道路は、7 路線、延長 9,170m が計画決定され、約 78% が整備済み、また、都市公園は、3 箇所 21.3ha が計画決定され約 49% が整備済みである。

こうした本区域の特性を踏まえ、芦北町の都市づくりの基本理念を次のように設定する。

### 【都市づくりの基本理念】

#### 『人と自然の共生 人と自然のハーモニータウン あしきた』

自然環境と人にやさしい暮らしを実現し、産業面や文化面においても充実を図りながら、生活の質の向上を実感できるまちづくりを実現する。

そのために、基本理念として「人と自然の共生～人と自然のハーモニータウンあしきた～」を掲げ、住民・企業・行政がパートナーシップを携えながら、地域のアイデンティティを共有し互いに知恵を出し、理想とする地域社会を創造する。

また、地域の個性・文化・風土・人などの芦北らしさを再確認し、さらに磨きをかけ、高め、大きくしながら、感性の高い人が多く住む都市を実現することを目指した、第4次芦北町総合計画のまちづくりのテーマ『「らしさ」が広がる開かれた地域の創造』を踏まえ、以下の目標を定める。

#### 【都市づくりの基本目標】

##### 「自然環境と調和した芦北らしい生活空間の創造」

水と緑に恵まれた豊かな自然環境や田園景観を地域の貴重な資源として保全し、これらと調和した芦北らしい魅力ある生活空間づくりを目指す。

##### 「産業生産基盤を支える高速交通体系の整備」

南九州西回り自動車道と連携した都市基盤を整備し、産業を育み交流を促す都市づくりを目指す。

##### 「高齢社会にも対応したすべての人にやさしい都市づくりの推進」

すべての人が安心して快適に暮らすことができるよう、防犯性が高く、ユニバーサルデザインに配慮した都市づくりを推進する。

##### 「芦北らしい文化圏が形成されるまちづくりの推進」

歴史的なまちなみや地域に息づく生活文化を活かしたまちづくりを推進し、将来に芦北らしい文化を継承していくことを目指す。

##### 「まちづくりを担う人材の育成」

情報公開と住民参加のルールづくりを基本として、住民と行政が協働で取り組むまちづくりを推進し、地域の主体的な活動や、魅力的なまちづくりを先導する人材の育成に努める。

#### 都市計画区域の範囲

本区域の範囲は、以下のとおりとする。

都市計画区域名	芦北都市計画区域
範囲	芦北町の行政区域の一部

## (2) 地域ごとの市街地像

### a 都市機能・拠点の形成

#### < 行政拠点 >

芦北町役場、県地域振興局庁舎周辺地区は、公共公益・厚生施設の集積を図り、多様な行政サービス機能の充実を図る。

#### < 商業拠点 >

本町通り周辺地区、佐敷駅前周辺、湯浦の国道3号沿道は、それぞれ地域の中心的な役割を担う拠点であるため、地域の生活商業拠点として位置づけ、高齢社会に対応した安全な買い物環境を創出する。

#### < 住宅拠点 >

湯南団地周辺、佐敷駅東地区では、優良な住宅地の形成を図る。

#### < 交流拠点 >

社会教育センターや福祉センター、もやい直しセンター周辺は、社会福祉の交流拠点として、やさしいまちづくり事業と一体となった周辺環境整備を図る。

町民総合センター（しろやまスカイドーム）周辺は、各種の大会や町以外からのイベント誘致など、スポーツを中心とした交流拠点を形成する。

#### < 観光・レクリエーション拠点 >

湯浦地区は、既存の温泉施設を活用し町内外の交流を推進し活性化を図る。

城山公園、本町通り周辺は、歴史・文化を活かす新しい町の顔として既存の観光施設と連携を図りつつ観光機能を強化する。

鶴木山地区は、鶴ヶ浜海水浴場や、あしきたマリンパーク、海浜総合公園を核に保養・観光・レクリエーション機能の充実を図る。

佐敷港地区は、うたせ船や、水産加工直販所、不知火海横断フェリーターミナルが集まる拠点を形成する。

#### < 工業・物流拠点 >

南九州西回り自動車道芦北IC予定地周辺、既存の見附工業適地については、農業上の土地利用との調和を図ったうえで、高速交通ネットワークを活用した、工業・物流施設の誘致を図る。

また、佐敷港女島地区には、南九州西回り自動車道と連携し、港湾

機能を活用する工業・物流施設の誘致を図る。

b 市街地の形成

< 既成市街地 >

佐敷駅から湯浦駅にかけての国道3号を軸に、既に連担した市街地を形成している地区は既成市街地として位置づけ市街地環境の整備を推進する。

< 新市街地 >

既に市街化が進みつつある、湯浦地区（湯浦中学校周辺）、宮崎地区（寺川団地周辺）、芦北地区（湯浦川河口右岸周辺）の3ヶ所は、住宅系市街地の拡大エリアとして位置づけ計画的な市街地形成を検討する。

都市計画道路花西諏訪線（芦北高校周辺～南九州西回り自動車道芦北IC周辺区間）は、現主要地方道芦北球磨線の代替道路及び南九州西回り自動車道芦北ICの連絡道路となり、都市的土地利用の進展が想定されるため、沿道型の店舗や住宅地市街地として計画的な市街地形成を検討する。

南九州西回り自動車道芦北IC周辺は工業・物流施設の立地を誘導するため土地利用転換を検討する。

既に工業適地として位置づけのある見附地区は工業適地市街地として位置づける。

< 農業・住宅ゾーン >

既成市街地、新市街地に連担する低密度利用地域を農業・住宅ゾーンとする。

< 森林ゾーン >

本区域内で市街地ゾーン、農業・住宅ゾーンを除く地域を森林ゾーンとする。

(3) 各種の社会的課題への対応

少子・高齢化等への対応

本区域の少子・高齢化の進行を踏まえ、都市計画の方針として、全ての人々が安全で快適に社会活動を営むことができるようユニバーサルデザインに配慮した都市基盤整備を進めるとともに、社会活動に応じた都市施設の適正配置に努める。

地球温暖化をはじめとする各種環境問題への対応

ア) 環境負荷の少ない都市づくり

環境負荷の少ない省エネルギー型の都市を形成するために、交通の発生や移動の需要が少ない都市構造への誘導、公共交通への転換、道路の効果的整備による交通の円滑化等を推進する。

イ) 緑・水辺と共生する土地利用の推進

農地は農業生産基盤を支えるばかりでなく、豊かな田園風景が芦北町のイメージを形成する重要な要素として保全を図る。また、地域の特性にあった農村文化の創造と活用を、官民一体となって進める。

市街地周辺部の農地は、無秩序な宅地開発の可能性があるため、農地保全と都市的土地利用を明確化し、適正な土地利用を行う。

ウ) 都市住民の憩いの場となる公園整備の推進

佐敷川、湯浦川、八代海など豊富な水辺の自然環境を保全する。

レクリエーションの拠点となる芦北海浜総合公園を有効に活用するとともに、生活に密着した公園や散策路、城山公園、水辺に親しめる場となる河川公園などを整備し、これらのネットワーク化を図る。

山間地においては、自然景観と生態系に配慮しつつ、緑と水に触れられる空間の形成を進める。

エ) 都市環境を保持するための都市施設の整備促進

河川については、雨水などの適切な排除や農業用水の確保を図るとともに、水と親しめるレクリエーション機能や生態環境の保全など多様な機能を発揮できるよう、整備と保全を図る必要がある。そのため、河川と一体となった公園や緑のネットワークとの連携を図る。

下水道については、処理機能と河川水質向上のため、農業集落排水及び合併処理浄化槽による処理の普及を図る。

都市防災への対応

近年発生した大地震、水害、高潮災害等により、全国的に地域防災や危機管理に対する意識が高まっている。住民の生命、財産を守り、災害に強い都市形成を図るため、防災組織の充実、避難地・避難経路の確保、市街地の不燃・耐震化等を進めるものとする。

安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応

最近の犯罪の発生状況を踏まえ、各種社会基盤の整備にあたっては、

地域の状況に応じ警察、公共施設管理者及び地域住民等と連携し、犯罪防止に配慮した整備を行うことにより安全・安心に暮らせる地域づくりを行う。

#### 高速交通体系及び高齢化社会に対応した交通体系の整備促進

南九州西回り自動車道、都市計画道路花西諏訪線（主要地方道芦北球磨線）等の広域幹線道路整備に伴い、これらに接続する市街地内道路の整備を推進する。また、未整備の計画道路（町通り線の一部）について地域の特性に応じた見直しを行う。

南九州西回り自動車道芦北ICの供用に伴う通過交通の増大や国道3号に流入する交通による渋滞を抑制するため、市街地を迂回するルートを確保する。

新たな道路整備にあたっては、歩道の有効幅員を適切に確保し、段差や勾配などに配慮した人にやさしい道づくりを進める。

駅や駅前広場など交通結節点について、高齢社会に対応するとともに誰もが円滑に移動、乗り換えができるようユニバーサルデザインを推進する。また、JR鹿児島本線（九州新幹線鹿児島ルート開業後は第三セクター「肥薩おれんじ鉄道株式会社」が運営、以下記述省略）の佐敷駅、湯浦駅では鉄道の東西を連絡する自由通路を検討する。

#### 産業の活性化を図る拠点の育成

JR鹿児島本線の佐敷駅、湯浦駅の周辺及び近年大型店舗が立地している国道3号沿道は、それぞれの地区の特性を踏まえ、商業機能の求心力づくりを進める。

城山周辺地区では、佐敷地区まちなみ景観整備事業や城跡の公園整備が進みつつあることから、城下・宿場町の街並みづくりを一体的に進め、新たな拠点の形成を図る。

海岸地域は、南九州西回り自動車道の整備、主要地方道水俣田浦線の整備を活かし、海洋リゾート機能の充実を図る。また、一層の観光機能充実を図るため田浦町、津奈木町との連携や内陸での観光資源開発を推進する。

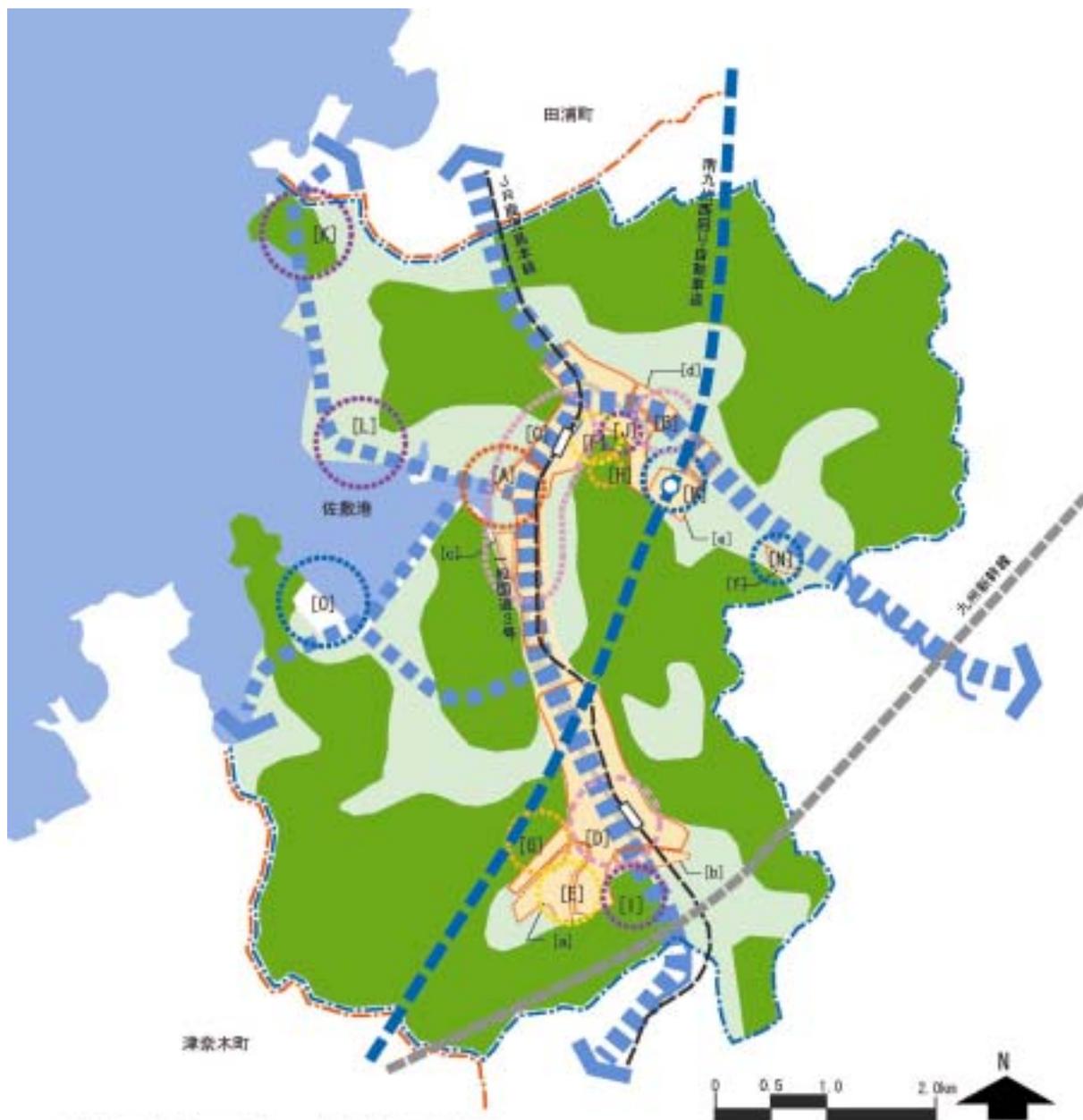
高速交通網に対応した流通施設整備、産業立地の促進を、農業上の土地利用と調整を図ったうえで南九州西回り自動車道芦北IC予定地周辺で進める。また、散在している工業施設については工業適地への移転、集約を誘導する。

温泉や果樹生産地など既存の産業を活用した観光拠点を育成する。

#### (4) 都市計画区域の広域的な位置づけ

本区域は、芦北町の行政区域の一部に指定され、面積 3,700ha、人口約 10.8 千人であり、これらは、八代市、人吉市、水俣市、八代郡、球磨郡及び葦北郡から構成される県南部の都市計画区域 5 区域において、面積 10.2%、人口 5.5% を占めている。

本区域は水俣都市圏における副次的な生活拠点区域として、また、漁業、観光の産業拠点区域として位置づけられる。水俣市とともに環境先進地域として鹿児島県との交流も視野に入れ、現行の都市計画区域を継続し、都市的サービスの充実が求められる。



芦北都市計画区域 <将来市街地像図>

都市軸の形成

- 都市軸
- ▬ 高規格幹線道路
- ▬ 九州新幹線(計画)
- ▬ JR鹿児島本線

ゾーニング

- 市街地ゾーン
- 農業・住宅ゾーン
- 森林ゾーン

市街地形成

- ▬ 既存市街地
- ▬ 新市街地
- [a] 湯洞地区
- [b] 宮崎地区
- [c] 芦北地区
- [d] 花西御訪橋周辺
- [e] 芦北インターチェンジ周辺
- [f] 見附地区

都市機能・拠点の形成

- 行政拠点
- [A] 芦北町役場周辺
- 商業拠点
- [B] 本町通り
- [C] 佐敷駅前周辺
- [D] 湯洞国道沿道
- 住宅拠点
- [E] 湯南団地周辺
- [F] 佐敷駅東

交通拠点

- 交通拠点
- [G] 福祉センター・もやい直しセンター
- [H] 城山公園・スカイドーム周辺
- 観光・レクリエーション拠点
- [I] 湯洞地区
- [J] 本町通り周辺
- [K] 鶴木山地区
- [L] 佐敷港周辺
- 工業・物流拠点
- [M] インターチェンジ周辺
- [N] 見附地区
- [O] 佐敷港女島地区

- ▬ 都市計画区域
- ▬ 行政区域

この図面は、おおむねの位置、広がりを示している。

## 2 区域区分の決定の有無

### (1) 区域区分の決定の有無

本区域には、区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めない根拠は、以下のとおりである。

本区域には、将来の人口増加は見込まれず、産業についても製造品出荷額の横這い傾向が予測されることから、急激な市街地の拡大は想定されない。

都市的な土地利用の需要が高い区域は一部に限られており、当該区域については必要な規制誘導を行うことで秩序ある市街地の形成が可能である。また、平坦地の少ない本区域の市街地では、低密度な人口分布で宅地と農地が調和する土地利用が広く行われており、区域を市街化区域と市街化調整区域とに二分することは、本区域の特性にそぐわない。

により急激な市街地の拡大は想定されないこと及び のとおり必要な規制誘導を行うことにより、市街地周辺の農地・緑地や郊外の自然環境と調和した良好な都市環境を形成することが可能である。

### 3 主要な都市計画の決定の方針

#### (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### 主要用途の配置の方針

本区域における現在の土地利用の状況、将来の人口・産業の見通しを勘案し、これらに対応した将来市街地を以下の範囲として計画的な土地利用の誘導を図る。

##### a 商業地

佐敷駅周辺、湯浦駅周辺を中心とする国道3号沿道、佐敷地区の既存市街地を商業地として位置付ける。

都市計画道路花西諏訪線（主要地方道芦北球磨線）の沿道地域は沿道型の新たな商業地として位置付ける。

##### b 物流・工業地

南九州西回り自動車道芦北IC周辺、既存の見附工業適地、佐敷港女島地区の3ヶ所を物流・工業地として位置付ける。

##### c 住宅地

上記以外の既成市街地、国道3号及び都市計画道路花西諏訪線（主要地方道芦北球磨線）後背地の土地利用転換地を、低密度な住宅地として位置付ける。

##### 土地利用の方針

##### ア) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

主要用途の配置方針で位置づけた商業地、物流・工業地、住宅地については、計画的な土地利用を誘導するため、用途地域等の設定を検討する。

##### イ) 居住環境の改善又は維持に関する方針

既成市街地の外郭部では散在的に農地の宅地化が進んでいる。特に農振農用地指定のない区域では、個々に小規模な宅地開発が行われスプロール化（都市郊外に宅地が無秩序・無計画に広がっていく現象）が懸念されることから、特定用途制限地域、地区計画等による規制誘導を検討する。

ウ) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

城山公園周辺の緑地については、公園施設及び周辺緑地と歴史的町並みが一体となった景観を保全するため、都市緑地、風致地区等について検討する。

山林すそ野部の緩傾斜地域では無秩序な開発が行われないよう留意し、必要に応じて緑地保全、開発規制対策を検討する。

エ) 優良な農地との健全な調和に関する方針

既定の農振農用地を中心とした、まとまりのある優良農地については、重要な農業生産基盤として今後とも保全を図る。大規模な耕作放棄地、遊休農地が発生した場合、無秩序な宅地開発が行われないよう農業上の土地利用との調整を図る。

オ) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

市街地縁辺部の山林で急傾斜地崩壊危険区域が指定されている地区周辺については、市街化を抑制するよう誘導を図る。

カ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

海岸部に指定されている県立自然公園区域は、鶴木山や天見岳など海岸及び市街地からの自然景観を特徴づけるものであり、今後とも良好な景観を阻害する土地利用を規制する。

佐敷川及び湯浦川の護岸については、生態系に配慮しつつ水辺の環境保全を図る。また、生活排水の流入を抑制するため農業集落排水及び合併処理浄化槽による処理の普及を図る。

キ) 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

国道3号後背地や南九州西回り自動車道芦北IC周辺、都市計画道路花西諏訪線（主要地方道芦北球磨線）沿道については、計画的な土地利用を検討する。

市街地環境及び集落環境の悪化を防ぐため、本区域全体での建築物の形態規制の見直しを行う。

市街地ゾーン（商業地、物流・工業地、住宅地）については、計画的な土地利用を推進するため、用途地域等の指定を検討する。

市街地ゾーンの周辺部（保全農地及び農家住宅）については、無秩序な開発を抑制し、農業及び住環境の保全・整備を図るため、地区の特性に応じて特定用途制限地域、地区計画等の導入を検討する。

## (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### 交通施設

#### a 基本方針

南九州西回り自動車道、都市計画道路花西諏訪線（主要地方道芦北球磨線）等の広域幹線道路整備に伴い、これらに接続する市街地内道路の整備を推進する。また、未整備の計画道路（町通り線の一部）について地域の特性に応じた見直しを行う。

通過交通の増大や国道3号における渋滞を抑制するため、南九州西回り自動車道芦北ICのアクセス機能、港湾へのアクセス機能、地域間を連絡する機能、町内環状機能の整備を図る。

なお、道路の整備にあたっては、交通安全施設の充実等により、安全性の高い交通空間の整備を図る。

交通結節点となる駅及び駅前広場の機能充実と、駅東西の連絡機能の充実を図るとともに、整備にあたってはユニバーサルデザインに配慮する。

#### b 主要な施設の配置の方針

##### ア) 幹線道路

広域的な南北交通軸として国道3号、人吉市方面を結ぶ花西諏訪線（主要地方道芦北球磨線）、及び田浦町、津奈木町など隣接都市間の連絡を支える主要地方道水俣田浦線の3路線を幹線道路として位置付ける。

##### イ) その他道路

幹線道路に接続し、市街地での流出入交通の処理を担う道路として町道射場芦北線を位置付ける。

また、幹線道路を補完し、市街地内の連絡を図る道路として、一般県道宮崎芦北線、町道外ヶ平湯治線を位置付ける。

都市計画道路町通り線の未整備区間（国道3号西側）は、町道湯町中央線（橋本川）と国道3号を結ぶよう計画されたが、別途に同様の機能を持つ道路が既に整備されていることから廃止を検討する。

#### c 主要な施設の整備目標

主要地方道芦北球磨線、水俣田浦線の未改良区間の早期整備を図る。

都市計画道路花西諏訪線（主要地方道芦北球磨線）と主要地方道水俣田浦線を結ぶ、町道射場芦北線の延伸整備を図る。

## 河川

### a 基本方針

本区域の主要な河川である佐敷川及び湯浦川については、災害の防止に努めるとともに、水と緑に恵まれた都市の自然的要素として、生態系に配慮した水辺空間の整備、景観の維持等に努める。

### b 主要な施設の配置の方針

災害の危険性の高い箇所から順次整備を進め、地域の特性や利用ニーズに応じて親水空間の整備等を行う。

## (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

南九州西回り自動車道芦北ICの供用による開発圧力を適切に誘導し、計画的な土地利用を図るため、国道3号後背地や都市計画道路花西諏訪線（主要地方道芦北球磨線）沿道については、面的な整備を検討する。

## (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

### a 基本方針

大関山を源とする佐敷川、湯浦川周辺の自然環境及びこれらの河川が注ぐ眺望・美観にすぐれた海岸域を保全する。

市街地を囲む丘陵緑地や斜面緑地を保全する。

芦北海浜総合公園、城山公園、佐敷川緑地公園、湯浦川河川緑地公園の保全と整備を図るほか、身近な公園や散策路の整備を進める。

### b 主要な緑地の配置方針

#### ア) 環境保全システムの配置方針

河川、海岸、森林による水と緑のネットワークを保全するため、次の緑地の保全を図る。

佐敷川、湯浦川とその周辺緑地

県立自然公園を中心とする海岸域とその周辺緑地

大関山へ連なる緑地帯

#### イ) レクリエーションシステムの配置の方針

地域の特性を活かした公園、水と親しめる公園を配置する。

芦北海浜総合公園

城山公園  
佐敷川緑地公園  
湯浦川河川緑地公園

ウ) 防災システムの配置方針

市街地や集落を取り囲む斜面地においては、景観及び防災面から緑地の保全・育成を進める。

エ) 景観構成システムの配置方針

「水俣・芦北景観形成ガイドライン」で位置づけられている、国道3号沿道の「沿道景観形成ゾーン」や「海岸景観形成ゾーン」については自然・田園景観に配慮した落ち着いたある景観形成を図る。さらに「特別誘導区域」である佐敷地区については、歴史的町並みと調和した自然環境の保全を図る。

芦北地域を特徴づけるランドマーク及び市街地景観の背景となる丘陵稜線、海岸部の自然的な景観を保全するため、次の自然景観の保全を図る。

市街地周辺の丘陵地斜面及び稜線  
湯浦川、佐敷川での線的な河川景観  
リアス式海岸の眺望  
河口部での遠景眺望

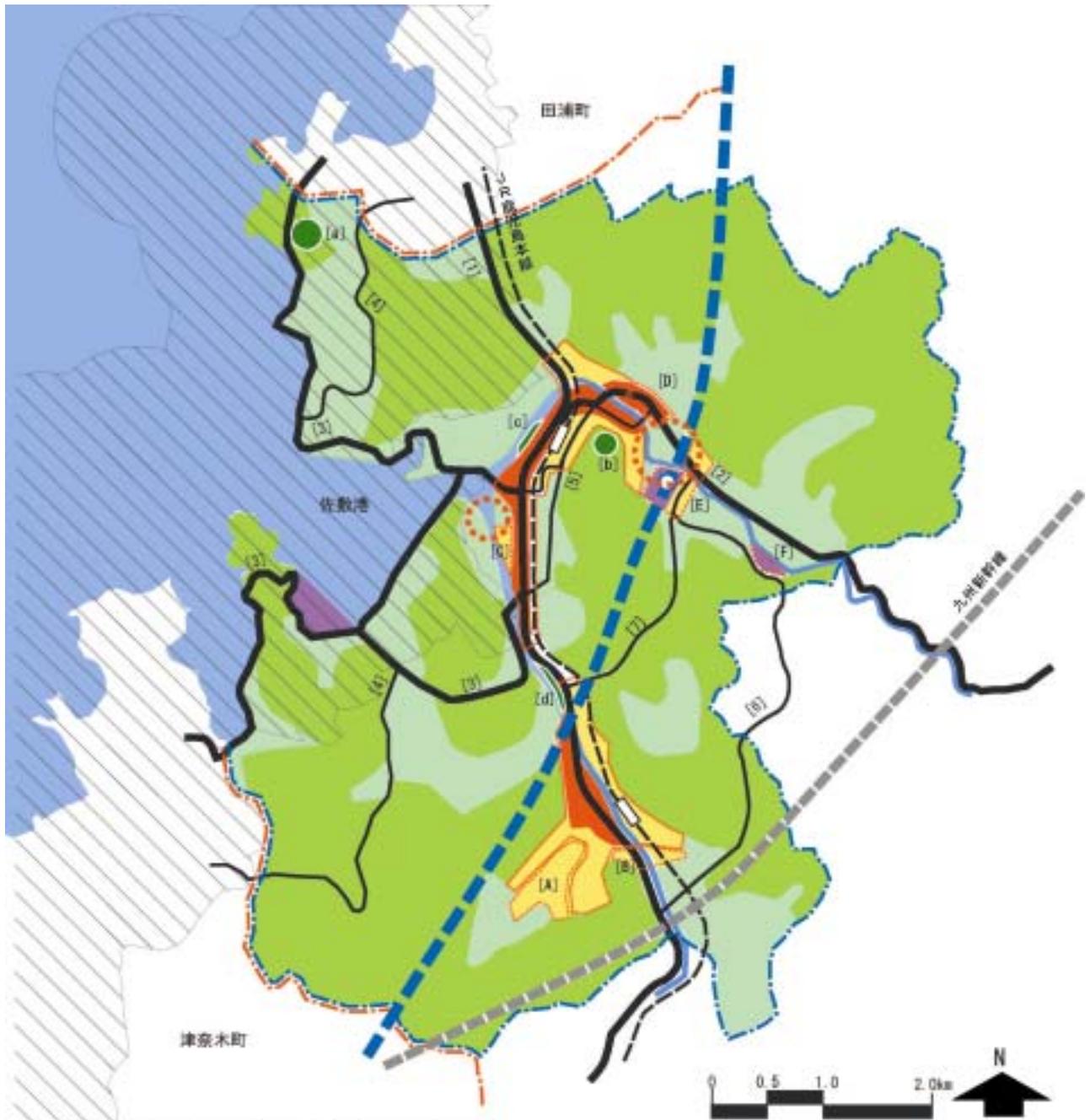
c 実現のための具体の都市計画制度の方針

既定の自然公園等による緑地保全に加え、市街地周辺での緑地保全方策を検討する。

県立自然公園区域の維持  
主要な景観を構成している緑地での地域制緑地、緑地保全地区等の検討  
城山公園周辺での風致地区の検討  
湯浦川、佐敷川沿いの散策ルートの検討

d 主要な緑地の確保目標

「熊本県水俣・芦北景観形成ガイドライン」に位置づけられた海岸景観形成ゾーン、沿道景観形成ゾーン、特別誘導区域については、ガイドラインに沿って緑の確保と景観形成を進める。



芦北都市計画区域<土地利用構想図>

主要な用途

- 商業地
- 物流・工業地
- 住宅地
- 保全農地及び農業住宅地
- 保全緑地

市街地形成

- 既成市街地
- 新市街地
- [A] 湯涌地区
- [B] 宮崎地区
- [C] 芦北地区
- [D] 花西園跡線周辺
- [E] 芦北インターチェンジ周辺
- [F] 更附地区

主要な都市施設

- 高規格幹線道路 南九州西回り自動車道
- 幹線道路
- [1] 一般国道3号
- [2] 都市計画道路花西園跡線  
(主要地方道芦北・球磨線)
- [3] 主要地方道水保田浦線
- その他道路
- [4] 広域農道
- [5] 町道射場芦北線
- [6] 一般県道宮崎芦北線
- [7] 町道外ヶ平湯治線

公園・緑地

- [a] 芦北海浜総合公園
- [b] 城山公園
- [c] 佐敷川緑地公園
- [d] 湯涌川河川緑地公園

都市計画区域境界

- 都市計画区域境界
- 自然公園区域
- 行政区域

○ 秩序ある土地利用を検討する地域

この図面は、土地利用のおおむねの配置を示している。